訓　令

○内閣府訓令第三十一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日　内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十二年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

14　別表「防災担当」の項中14を16とし、13の次に次のように加える。

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。	
二　設立	会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任
三　取締役及び監査役の選任及び解任の決議	
四　定款の変更の決議	
五　合併、分割及び解散の決議	

15　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十三年十一月二十八日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百九十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の固定資産税から適用する。

平成二十三年十一月二十八日　総務大臣　川端　達夫

第1章第2節三3の次に次のように加える。

4　天災その他特別の事情がある場合の取扱い

天災その他特別の事情により、指定市町村以外の市町村の長が3の⑴に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、2の⑵による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該報告をすることができない市町村を除いて2の⑶による所要の調整を行うことができるものとし、当該報告をすることができない市町村については、2の⑵による報告が行われ次第、当該報告をすることができない市町村を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。

第1章第3節三3の次に次のように加える。

4　天災その他特別の事情がある場合の取扱い

⑴　天災その他特別の事情により、指定市の長が、2の⑵による報告を行うことができない場合、総務大臣は、1の規定にかかわらず、指定市を変更することができる。

⑵　天災その他特別の事情により、指定市以外の市町村の長が3の⑴に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、2の⑵による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該報告をすることができない市町村を除いて2の⑶による所要の調整を行うことができるものとし、当該報告をすることができない市町村については、2の⑵による報告が行われ次第、当該報告をすることができない市町村を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。

第1章第7節三3の次に次のように加える。

4　天災その他特別の事情がある場合の取扱い

天災その他特別の事情により、指定市町村以外の市町村の長が3の⑴に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、2の⑵による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該報告をすることができない市町村を除いて2の⑶による所要の調整を行うことができるものとし、当該報告をすることができない市町村については、2の⑵による報告が行われ次第、当該報告をすることができない市町村を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。

第1章第11節1中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、第1章第12節二中「平成21年度」を「平成24年度」に、「平成20年1月1日から平成20年7月1日まで」を「平成23年1月1日から平成23年7月1日まで」に改める。

別表第7の2中「大田原市」を「鹿沼市」に、「佐用郡　　佐用町」を「美方郡　　新温泉町」に、「中津市」を「日田市」に、「始良市」を「曽於市」に改める。

第2章第2節二3の表中⑵の項を次のように改める。

⑵　基　　礎	建物を支える建物の基脚（きゃく）部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 種　別：内　容 ㋐　準備工事：水盛（みずもり）、遣方（やりかた）、根切（ねぎり） ㋑　地業（じぎょう）工事：砂利地業（じゃりじぎょう）、割栗地業（わりぐりじぎょう） ㋒　基礎工事：鉄筋コンクリート等で築造する基礎本体部分

第2章第2節二3の表中⑷の項を次のように改める。

⑷　柱・壁体	建物の壁体骨組（へきたいほねぐみ）を構成する部分のうち土台、柱及び木製（もくせい）パネル等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 種　別：内　容 ㋐　土台：側土台（がわどだい）、間仕切土台（まじきりどだい）、火打土台（ひうちだい） ㋑　柱：通柱（とおしばしら）、管柱（くだばしら） ㋒　木製パネル：横框（よこがまち）、縦框（たてがまち）、横中桟（よこなかさん）、縦中桟（たてなかざん） ㋓　枠組壁体（わくぐみへきたい）：上枠（うわわく）、竪枠（たてわく）、下枠（したわく）、合板（面材） ㋔　その他：筋違（すじかい）、方杖（ほうづえ）、胴差（どうさし）

第2章第2節二3の表中⑸の項を次のように改める。

⑸　内　　壁	間仕切壁（まじきりかべ）の両面、外周内壁（がいしゅうないへき）の壁面仕上（へきめんしあげ）部分とその取付下地（とりつけしたじ）部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 種　別：内　容 ㋐　真壁（しんかべ）構造：貫（ぬき）の二分の一、小舞（こまい）の二分の一、壁仕上（かべしあげ）材料（粘土、砂、漆喰（しっくい）、その他各種板材（いたざい）等） ㋑　大壁（おおかべ）構造：間柱（まばしら）の二分の一、胴縁（どうぶち）、木摺（きずり）、防水下地（したじ）、ラス、壁仕上（かべしあげ）材料（クロス、漆喰、その他各種板材等）